

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西脇市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県西脇市長

## 公表日

令和4年10月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>子ども・子育て支援に関する事務</p>
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援に関する事務とは、次のことを指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援法第16条に基づく資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>2 子どものための教育・保育給付に関する支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>3 子どものための教育・保育給付に関する支給認定証に関する事務</li> <li>4 子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項に基づく届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>5 子ども・子育て支援法第23条第4項に基づく職権による支給認定の変更の認定に関する事務</li> <li>6 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務</li> <li>7 私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収に関する事務</li> <li>8 子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務</li> <li>9 地域子ども・子育て支援事業における、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用の助成に関する事務</li> </ol> <p>&lt;特定個人情報の利用について&gt;  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」に従い、子ども・子育て支援に関する業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号の取得 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得)</li> <li>(2) 宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。</li> </ol> </li> <li>2 個人番号の利用 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人確認(真正性確認)  本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。</li> <li>(2) 帳票への印字  各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。</li> </ol> </li> <li>3 特定個人情報の提供・照会 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務で必要となる個人番号を含む宛名情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> <li>(2) 業務で作成した個人番号を含む情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。</li> <li>(3) 情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報(他市税情報など)を取得する。</li> </ol> </li> </ol> <p>(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、申請者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)や番号連携サーバから当該申請者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。</p>
③システムの名称	<p>宛名システム、子ども・子育て支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
1 宛名特定個人情報ファイル 2 子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法の第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 項番94 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西脇市 教育委員会 教育創造部 幼保連携課
②所属長の役職名	幼保連携課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	677-8511 兵庫県西脇市下戸田128-1 西脇市 教育委員会 教育創造部 幼保連携課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	677-8511 兵庫県西脇市下戸田128-1 西脇市 教育委員会 教育創造部 幼保連携課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

